

# 「やまなし」スイーツブランド価値向上業務仕様書

## 1 委託業務名

「やまなし」スイーツブランド価値向上業務委託

## 2 業務の目的

県では、「やまなし」ならではの「食」体験を求めて多くの人が集まり、その活気がビジネス・チャンスを生み出す「グルメン・エコノミー（美食経済）」で賑わう地域を目指すとともに、県産果実の新たな需要創出により、その生産額の向上に繋げていくため、「フルーツ王国」ともいわれる本県の強みを生かし、県産果実を使用した「やまなしのスイーツ」のブランド価値を高めることを目的として、様々な施策を実施している。

本業務では、上記施策の一つとして、「やまなしのスイーツ」のブランド価値について広く認知を獲得することを目指し、令和7年度に高級スイーツ市場における地位確立の端緒を開くことができる状況を整えるため、必要な取り組みを実施する。

## 3 業務委託期間

業務の委託期間は契約締結の日から令和7年3月31日までとする。

## 4 委託業務

### (1) 業務の背景・基本的な考え方

#### ア ブランド価値を高めるための方針

「やまなしのスイーツ」のブランド価値向上にかかる施策は、山梨県総合計画、やまなし地域プロモーション戦略、及び同戦略の実施方針を踏まえて取り組みを進めている。

山梨県はももやぶどうなどにおいて日本一の生産量を誇り、それら県産の果実は高いブランド認知を有する状況にある。一方で、県産の果実を使用した本県のスイーツは、現状においては十分に認知を得るに至っておらず、今後稼ぐ力を大きく伸ばしていくことができる可能性を有している。

現在、パティシエの育成やスイーツコンテストなど、本県のスイーツの価値を高めるための取り組みが進められているが、スイーツの稼ぐ力をより早期に、大きく高めていくためには、その価値について広く認知を獲得する一層の取り組みが必要となる。

県では、これに対応し、新たに大都市圏等の高級スイーツ市場への参入を果たし、メディアなどでの露出を獲得する取り組みを進めることで、「やまなしのスイーツ」について、上質で高付加価値なものであるという認知を広く獲得し、そのブランド価値を高めていくことを目指す。

これらの取り組みにより、県産果実を使用した「やまなしのスイーツ」がより多く受け入れられる状況を創出し、県内に多くの人を呼び込むことによる飲食消費額・飲食消費単価の向上や、県産果実の新たな価値訴求による需要拡大に繋げていく。

## イ ブランド価値を高めるための方針を実現するための方策

現状では、「やまなしのスイーツ」は高級スイーツ市場への参入を実現するために十分なブランド力を持つに至っていない。このため、市場において既に十分な存在感や影響力を備えた有力ブランドと、県及び県内プレーヤーとの連携を行うことで、本県のスイーツに不足するブランド力を補完し、高価格帯商品の売り場での「やまなしのスイーツ」の販売を実現する。

この際、取り組みによって向上するブランド価値を源泉として新たに創出される付加価値が本県のプレーヤーに還元される仕組みとすることを念頭に置く。

## ウ 対象とする県産果実に関する考え方

「やまなしのスイーツ」は、県産果実を使用したものとする。

県産果実は、本県が生産量日本一を誇り、市場認知度が比較的高いもも、ぶどう、すももを軸としつつも、出荷時期や、「やまなし」ならではのスイーツ商品というブランドイメージとの親和性を念頭に置いて広く対象としていく。

そのうえで、「やまなしのスイーツ」の訴求に際して県産果実を使用していることを情報発信していくことで、県産果実にかかる新たな視点での価値訴求、認知度向上を図り、新しい需要の創出に繋げる。

## エ 本業務の位置づけ・達成すべき状況

本業務は、上記「ア」から「ウ」に示す内容を踏まえ、令和7年度に高価格帯商品の売り場において「やまなしのスイーツ」の販売を実現し、高級スイーツ市場での地位確立の端緒を開くため、有力ブランドとの連携に向けて必要となる次の「(2)」の取り組みを行うもの。

業務委託期間終期の時点までに、有力ブランドとの連携について具体的な形が明らかになり、令和7年度における販売が実現できる状況とする。

## (2) 業務内容

### ア 全般的事項

本業務により達成すべき状況(上記「4(1)エ」)の実現に向けて、次の「イ」から「カ」の項目に掲げる業務について、その下に例示的に記載した内容を踏まえて実施する(「イ」から「カ」の記載順は、業務の実施手順を指定するものではない)。この際、業務の進捗状況に応じて適時に「キ」に掲げる報告書類を県に提出すること。

業務実施の詳細については、この仕様書及び企画提案の内容をもとに県と協議の上で決定する。また、業務の進捗状況等に応じて必要がある場合は、その具体的な内容及び実施手法を調整する。

有力ブランドとの連携に関する形については、協定の締結ほかいくつかの可能性はあるが、連携の主体となる県内プレーヤー及び有力ブランドとの交渉等を通じて具体化していく想定としている。このため、県の担当者との連携を密にするとともに、県の意思決定に必要な期間も念頭に置きながら、事業の進捗を図ること。

#### イ 業界視点からの専門的知見をもとにした現状の整理

- ・ 本県におけるスイーツ振興に係る取り組みを整理
- ・ 連携の主体となり得る本県のプレーヤーに関する情報収集
- ・ 上記により情報収集した本県のプレーヤーにかかる課題の抽出と解決策の分析
- ・ 上記「4（1）」に示す基本的な考え方を踏まえた、「やまなしのスイーツ」の振興に係るあるべき姿の整理

#### ウ 連携先となる有カブランドの調査・探索

- ・ 業務目的を実現するために有効な連携候補となり得る有カブランドの調査・探索
- ・ 上記を踏まえて連携候補とする有カブランドのニーズ調査・分析

#### エ 有カブランドとの連携にかかる検討

- ・ 候補とする有カブランドとの連携におけるビジネスモデルの検討・構築（県内プレーヤーの育成・ブランドの磨き上げ・商品企画・販売企画など）
- ・ 県内プレーヤーの付加価値享受の仕組みの検討

#### オ 県内プレーヤーと有カブランドとの連携体制の構築

- ・ 県内プレーヤー及び連携見込み先有カブランドとの交渉
- ・ 県内プレーヤー及び連携見込み先有カブランドとの連携体制の構築
- ・ 令和7年度の販売に向けた取り組み計画の作成支援

#### カ その他、本業務により達成すべき状況（上記「4（1）エ」）の実現に向けて必要な業務

- ・ 企画提案公募による企画提案書により示された業務
- ・ 上記「イ」から「オ」の業務の遂行状況を踏まえて実施することが必要な業務。

#### キ 報告資料の作成

上記「イ」から「カ」に示す業務について、収集した情報や調査・検討の結果、進捗状況などを整理した報告資料を作成する。報告資料は、業務の進捗に応じて、取り組みの進め方を検討するために適切な時期に、適切な内容を、県へ提出する。

### 5 県への実施状況報告等

- ・ 委託業務の遂行に際しては、進捗状況及びその後の実施方針を確認するため、県の担当者と毎月3回程度の打ち合わせを実施すること。
- ・ 委託業務完了後は、速やかに実施報告書（様式1）を県に提出すること。

### 6 業務成果の帰属等

- ・ 委託業務の実施で得られた成果、情報（個人情報・企業情報を含む）等については山梨県に帰属する。
- ・ 受託事業者は、本業務により受託事業者が制作した制作物に関し、意匠権を受ける権利、商

標権を受ける権利、著作権等、全ての知的財産に関する権利を山梨県に無償で譲渡するものとする。

- ・ 成果物に第三者の著作物が含まれている場合、当該著作物（当該著作物を改変したものを含む）の著作権は、従前からの著作権者に帰属するものとし、受託事業者は必要な著作権処理を行うこと。
- ・ 受託事業者は、受託業務により受託事業者が制作した著作物に関する著作者人格権を行使しないものとする。

## 7 留意事項

- ・ 委託業務の遂行に際し、審査要領に基づき選定された企画提案書の内容及び実施手法等について、一部修正又は調整等を行う場合がある。
- ・ 委託業務の遂行に際しては、関係法令等を遵守すること。
- ・ 委託業務に関して知り得た業務上の秘密は、契約期間にかかわらず第三者に漏らしてはならない。特に、委託業務により知り得た個人情報については、委託業務以外の目的で使用し、又は第三者に漏らしてはならず、善良なる管理者の注意をもって取り扱うこと。
- ・ 委託業務において個人情報を取り扱う場合には、「『やまなし』スイーツブランド価値向上業務委託契約書」別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- ・ 委託業務の遂行に当たっては、常に公正かつ中立的な姿勢を保たなければならない。
- ・ 委託業務は、契約期間終了後も含めて、山梨県監査委員や会計検査院の検査の対象となる場合がある。検査の対象となった場合には、委託業務の報告や資料提出等、積極的に協力すること。また、委託業務に関する会計関係帳簿類等の経理関係書類については、委託業務の終了年度の翌年度から5年間保存しておくこと。
- ・ 委託業務の実施にあたっては、随時、山梨県へ連絡、報告、協議のやりとりを行う等、情報共有を密にしなければならない。

## 8. その他

### （1）再委託について

委託業務の全部を一括して第三者に再委託することは認めない。なお、委託業務の一部を再委託する場合は、事前に山梨県の承諾を得ることとする。

### （2）仕様の変更について

受託事業者は、天災事変その他やむを得ない事情によるほか、事業目的を達成するために、より効果的な手法がある場合又は受託業務遂行上やむを得ない事情が発生した場合は、本仕様書の変更について県と協議することができることとする。

### （3）記載外の事項について

本仕様書に記載されていない事項については、県の指示に従うこととする。

【様式1】

令和 年 月 日

山梨県知事 長崎 幸太郎 殿

住 所 :

名 称 :

代表者氏名 :

印

「やまなし」スイーツブランド価値向上業務実施報告書

令和 年 月 日付けで委託を受けた「やまなし」スイーツブランド価値向上業務について、業務が完了したので報告書を提出します。

【提出書類】

委託業務実施報告書

「やまなし」スイーツブランド価値向上業務  
委託業務実施報告書

委託業務実施期間

令和6年 月 日 ～ 令和7年3月31日

事業受託事業者名称

## 【作成上の留意点】

- ・ 報告書の様式は自由です。
- ・ 実施した業務の具体的な内容に応じて、次の1から3の項目と添付資料について、説明文に沿って作成してください。
- ・ 項目毎の行数やページ数に制限はありません。
- ・ この様式によって作成する場合、この「【作成上の留意点】」の文章及び四角で囲まれた説明文は削除して結構です。

### 1 業務実施概要

- ・ 実施した業務の概要を簡潔にまとめてください
- ・ 業務で得られた成果の達成状況を記載してください。

### 2 業務の実施状況

- ・ 仕様書「4（2）ア～キ」の項目に沿って、業務の実施状況を記載してください。  
(共通事項については纏めて記載しても結構です)

### 3 まとめ

- ・ 委託業務の実施結果全体の振り返りを記載してください。  
この際、2に記載したそれぞれの業務が全体としてどのようなつながりを持ち、成果に繋がったのか、また、その成果が令和7年度の販売にどのように貢献するのかを整理して記載してください。